

議 事 録 (要旨)

会議名

第2回 佐久市行政改革推進委員会

日 時

平成24年7月30日(月)

開催場所

佐久消防署3階 講堂

時 間

13:30

～

17:20

出席者

委員：檜山幹男、篠原捷四、柳澤陽、齋藤由美子、笹沢幸司、
杉山初夫、内藤治伸、丸山紀八郎、佐藤正志、清水みつ子
依田安弘、植松光明、細井清人、松本芳美

説明者

「公有財産管理事業」：管財課長 寺嶋実、管財係長 檜山和義

「滞納整理事業」：収税課長 片井昭彦、収税係長 野村秀俊、

「協働推進事業」：広報広聴課長 峯村厚良、市民活動係長 工藤基伸

「佐久情報センター管理運営事業」：情報統計課長 小林雅弘、情報政策係長 依田誠

「男女共同参画推進事業」：人権同和課長 篠原秀則、男女共生係長 小林恵美

「国保保健事業」：国保医療課 課長 細谷渡、国保係長 市川伊久代、
健康づくり推進課 保健事業係長 小林辰男、健康増進係長 山崎ひろ子

「市街化促進事業」：土木課長 栗林良次、管理係 井出浩壮

「障がい者社会参加促進事業」：福祉課長 工藤正子、障がい療育支援係長 山口猛

「共有林整備事業」：経済部次長兼耕地林務課長 秋山猛、林務係長 土屋巧

「定住推進事業」：観光交流推進課長 比田井正弘、企画幹兼交流推進係長 浅川博

事務局：企画部長 中山雅夫、企画部次長 臼田純武、

企画課行政改革係長 土屋孝、行政改革係 大井大輔

委員

出 14人

欠 1人

提出資料

- ・ 外部評価対象事業への質問に対する回答資料【資料1】
(第1回委員会で配布した「平成24年度事務事業外部評価対象事業シート」も使用)

- ・訂正資料（市街化促進事業）
- ・訂正資料（共有林整備事業）

《開会》

《あいさつ》

中山部長 本日の会議につきましては、1名の委員から欠席の連絡、1名の委員から遅れるとの連絡をいただいております。現在出席している委員は13名ですので条例第6条第2項の規定を満たし、会議が成立していることを報告します。

また、先の第1回委員会におきまして、委員からいただいた「本委員会が行う外部評価と市議会の役割との関係について明確にしておくべきではないか」とのご意見をいただきました。このことにつきまして、議事の前ではありますが、私からご説明とお願いをさせていただきたいと思っております。執行機関であります市長に対し、審議・決定並びに監査機関としまして、市議会、監査委員があります。市議会は、市の施策の方向性を監視し、市の行おうとする施策に関する条例や予算・決算等について、住民を代表し、また、自身が属する政党や会派の考えのもと審議し議決を行っています。つまり市議会は、審査機関であると同時に市の意思を決定する機関となっています。監査委員につきましては、主として財務に関する事務の適正な執行及び経営に関する事業を主に監視する機関です。一方、委員会の皆様をお願いしております事務事業の評価は、施策を構成し、市民の皆様にサービスの提供などを行っている事務事業について、その方向性や手法等を、市民としての目線で、また、直接サービスを受けている当事者として、どの様に感じておられるのかなどの率直なご意見を願います。

白田次長 続けて私のほうから、本日と明日の委員会についてですが、この2日間の委員会につきましては、委員の皆様にご正確に事務事業を評価していただくために、各事務事業の不明な点等を明確にさせていただくことを趣旨としています。事業の今後の方向性についてのご提言やご意見等につきましては、委員の皆様それぞれお持ちの評価シートへの記載や最終的な評価結果を審議します8月20日（月）の委員会において、ご発言をお願いします。

《会議事項》

(1) 外部評価対象事業所管課からの事業説明及び質問事項に対する回答等

【事業説明の流れについて事務局説明】

白田次長 事務事業説明及び事前にいただきました質問への回答につきましては、事前に事務事業評価シートや回答を委員の皆様へ配布させていただいておりますので、所管課からは、事務事業及び質問への回答の主な事項、例えば、事業の経緯やPRしたい点、より具体的に説明する必要がある点、また補足説明が必要な点などについて、5分程度で説明を行います。その後、10分程度質疑応答の時間をとりますので、さらに質問等がありましたら、挙手により、ご発言をお願いします。

【事業説明の流れについて、委員了解】

【所管課から事業説明及び質問事項に対する回答】

● 「外部評価番号1 公有財産管理事業」・・・事業説明及び質問事項に対する回答後、質疑応答

委員 先行取得について具体的に例を挙げて教えてほしい。質問番号の4番、27件の物件に対して335,351,478円という売却予定価格があるが、主にはどのような物件か、また面積や金額を教えてほしい。また、質問番号の9番にある草刈り、鑑定料、保険料の概算金額を教えてほしい。

寺嶋課長 先行取得については、その事業にあてる事業用地（学校など）長年事業費がのびている場合、土地の価格と同じような形で買っていかなければいけない、そのような道路改良事業用地や学校用地などの取得ということです。

質問番号4番の27件については、広報やホームページで出していますが、行政財産としての目的を失った箇所として、区画整理事業や学校、市営住宅等、行政目的が終わった事業の用地です。他に、市営住宅の分譲地、具体的に言うと区画整理では岩村田地区に4件ほどあります。また市営住宅については旧望月町にもあります。また、旧住宅分譲地につきましては、旧望月町の大黒山があります。

質問番号9番ですが、保険料については共済金が約2,100万円、鑑定料は260万円です。

委員 クレームの件だが、3日以内の対応で制度化しているということは、課としてそのように対応していると自分は理解しているが、クレームは他にも様々な案件があると思うが、他のものも、こういった対応での共有化が必要かと思う。そのあたりの実情について管財課で答えるのも違うかとも思うが、わかれば教えてほしい。

また、評価シートの達成度には、目標とする成果が得られなかった、とあるが、市関与の必要性は高く、ニーズの方向性は増加する方向にあるとなっている。一方で、平成23年度、24年度の常勤職員は減っているが対応できるのか。

寺嶋課長 クレームにつきましては、宅地の人家連担地域の草刈が遅いというクレームでしたが、成果は達成したが、クレーム対応が遅かったために、評価を落としたという形です。管財課としては、3日以内に必ず対応するように心掛けています。また、市としてその対応をしていると考えています。人員が減っていることにつきましては、人数に限られる中で、臨時職員を雇用して対応しています。

委員 質問番号19番の回答には、物件数14件に対して35,654,000円の土地売り払い収入とあるが、その次の行には、4物件で35,654,000円とある。残りの10件の売却は0円ということか。

寺嶋課長 申し訳ございません。物件数14件に対する土地売り払い収入は、41,988,087円に訂正させていただきます。

委員 年2回、冬と春の草刈を業者をお願いしているかと思うが、それだけで大丈夫か。

寺嶋課長 今年のように雨が多いと草が伸びやすいので、クレームの可能性はあります。巡回しながら遅くならないように、職員で対応している部分もあります。年2回につきましては予算

のこともありますので、創意工夫をしながら対応しています。

【他に質問等なく終了】

● 「外部評価番号2 滞納整理事業」・・・事業説明及び質問事項に対する回答後、質疑応答

委員 質問番号 11 番の回答にある収納率は高いと見るべきか。低いと見る場合はそれに対するなんらかの対応はしているか。また、評価シートの達成度の欄に「現年度分の収納率は前年度収納率を下回る見込みである。」とあるが、下回る理由を説明してほしい。

片井課長 現年分を中心に一斉滞納整理を行っていますが、ある程度集めてもらえていると感じています。アパートなど、昼間いない、名札も出ていないようなものも多くありますが、そのようなところへも、直接訪問しています。過年度分については、昨年から長野県地方税滞納整理機構へ移管しているものもあり、前年を上回りました。現年分の収納率については、ある程度同じくらいになるかとは思いますが、小数点以下で下回ってくるということで、そのような記入をしています。このようなことがないように、今年度はできるだけ早めに滞納をされている方と接触を図る中で、収納率を上げていきたいと考えています。

委員 人件費は、常勤でかかっている金額の半分くらいを専任徴収員へ回すようなことは考えているか。何人くらい増えるのかということも聞きたい。

片井課長 評価シートにありますように、平成24年度は常勤職員10名で約7,000万円、臨時職員で約950万円ということで、今年度はできれば4人くらいまでは臨時の専任徴収員を入れていきたいと考えています。現在は5月から2名に来てもらっていて、今後もう2名くらいを考えています。

野村係長 専任徴収員は、滞納のある方のお宅を訪問して相対で折衝してもらっているが、正規の職員は徴税吏員という役職によって調査及び差押えができています。臨時職員はそのような調査及び差押えができないので、マンパワーがかなり必要であるため、正規職員はそれぞれの人数で対応したいと考えます。

委員 質問番号 13 番の関係で、執行停止の件数は年間でどのくらいあるのかということと、執行停止をするにあたっての判断基準について教えてもらいたい。

片井課長 執行停止の件数は1年間で1,253件です。基準については、土地家屋等を調査したうえで滞納処分をする財産が一切無い、生活を著しく窮迫する恐れがある時がありますが、非常に難しいところがあり、ここまでやったらこの方は生活ができないというものがそれぞれ違うとも思いますが、その辺りを見極めながらやっているというのが正直なところだと思います。その判断は非常に難しい面があります。

委員 長野県地方税滞納整理機構にはどのようなものをどのくらい移管しているか。その効果等は。

片井課長 平成23年1月～5月にかけて、機構の方へ移行するという文書を対象の滞納者へ155件文書を発送して、そのうち79件についてはなんとかお金を払うという形の中で国保を合わせて、約3,400万円の収入を得られた状況にあります。ただし、それでも納入してもらえない

いというものもありますので、そのうち 50 件を移管しています。平成 24 年度については、話がある程度ついてきたものについては市で折衝する形をとっています。なかなか進まないケースについては引き続きということで新規のものと合わせて 50 件ほど出しています。県のということが理由かわかりませんが、納めてもらえるものも増えてきています。

委 員 国保の滞納の方に対する対応は。保険証が発行されないことなどはあるのか。

片井課長 保険証が発行されないということはありません。ただし、それが 1 カ月、3 カ月、6 カ月と短期として発行し、できるだけ折衝の機会が多く持てるようにしています。

委 員 それを踏まえて、現在の滞納総額に対して回収するためにかかっている費用は、費用対効果的には適正かどうか、もしくはそのラインがあるのかどうか。利率の目安はあるのか。

片井課長 非常に難しいところがあります。職員の一斉滞納整理は、人数が多ければそれだけ一人にかかる負担が小さくなります。ただ一人の職員が受け持っているのが現在 1,000 件です。人数が増えていけばもっと多く回れます。職員は時間差で、夜も延長して 8 時頃までを目安に徴収を実施していますが、これ以上人員を増やすのは難しい、そうすれば臨時職員という考え方もあるが、ただ集めに行くだけではなく、滞納者から市への苦情等もあります。臨時職員では対応しきれない部分もありますので、正規職員がバックアップする中で、なんとか徴収を進めています。

委 員 きちんと納税されている方の支援であるとか、経営的な点からいうと、大変苦勞されていると思うが、マイナスのものを解消するためにまたマイナスの費用をかけているとも見える。ある程度、滞納総額に対してどのくらいの費用をかけていくのかというようなラインを設定するとわかりやすいのかと、また、そのラインを超えてくるようであれば、対策の見直しが必要なのではないかと思った。

委 員 今の話に関連して、費用・コストに関しては私も賛成です。一方で、収税課の職員が滞納されている家庭を訪問することは、メンタルの面で大変ではないかと察する。鬱になりやすいのではないかと心配する。そうであれば、説明されている県の滞納整理機構のような専門チームに多少のお金はかかっても委託することなどにより、お金だけでなく職員の健康面等も考慮すれば、トータルとしてよいかもしいと思う。

委 員 今の意見に賛成である。表現が難しいが、徴収に苦勞していると思うが、そういった苦勞の無いところで解決策を考える必要もあるかと思った。

【他に質問等なく終了】

● 「外部評価番号 3 協働推進事業」・・・事業説明及び質問事項に対する回答後、質疑応答

委 員 質問番号 10 のまちづくり活動支援金のことだが、補助率・限度額の違いではなく、選定の際、どういう事業に対して交付を決定しているのかということ、目的の違いがはっきりしないと思う。また、市では、どなたが交付対象を選定しているのか。

峯村課長 県の元気づくり支援金と市のまちづくり活動支援金の目的はほぼ同じと考えていますが、県は市町村の事業にも補助を行っています。事業内容によっては、団体の皆さんに県の支

援金を薦める場合もありますが、県の支援金はハードルが高いとも聞いています。県の支援金と市の支援金と選択肢がある状況ではありますが、現在、県の元気づくり支援金については、市町村の支援金とのすみ分けを検討しているようですので、県の動きを注視してまいりたいと思います。事業の選定については、協働のまちづくり推進会議を市で設け、市民の皆さん等で構成される12名の委員に審査いただいています。

委員 サポートセンターの職員は熱心に取り組んでいるが、初めての人が少し入りにくいような感があることや、知らない人も多いと思われるため、気楽に入れるようにするなど活用方法を考えられたらよいと思う。

峯村課長 ご指摘のように、場所としては立地の関係もあり、入口が開放的ではなく分かりづらいということもあるかと思えます。これからもよいサポートセンターとなるよう心掛けていきたいと考えています。

委員 実際に実施していこうとする具体的な段階で、ワークショップの成果が具体的に身を結びつつあるような表現となっているが、具体的な例はあるか。

峯村課長 ワークショップは市民の皆さんに参加いただいて2年と3カ月にわたって、市民活動サポートセンターをどのような形にもっていけば佐久市らしさが出せるかと、市がたてる設置計画の中身についてまでご検討をいただいてきて、それが今のサポートセンターにつながっています。市民の目線から、佐久市らしいサポートセンターのあり方を検討した結果が、成果であろうと考えています。また、ただ検討しただけではなくて、自分たちがその業務を担わなければいけないという責任感を持って現在実施していただいています。

委員 確認だが、今年度の県の元気づくり支援金は、既に交付決定して公表されているのでは。

峯村課長 今年度の県の元気づくり支援金については、既に県で決定して公表されています。

【他に質問等なく終了】

●「外部評価番号4 佐久情報センター管理運営事業」・・・事業説明及び質問事項に対する回答後、質疑応答

委員 質問番号1の回答では「最新の技術の提供の面においては、十分な状態ではない」とあるが、具体的にはどういうことか。

小林課長 現在パソコンが30台ほど情報センターにあります。情報機器については年々更新されていくため、最新の技術を提供していきたいということです。

委員 現在あるものは最新のパソコンではないということか。

小林課長 現在使用しているものは5年リースの5年目にあたります。

委員 休館日は。土日と平日の利用者の割合はあるか？

小林課長 休館日は毎週月曜日です。利用者の形態としては、平日は高齢者の方が多く、土日は学生や企業に勤めている方が利用しているといった状況です。

委員 休日が多く、平日が少ないといったことはないか。

小林課長 会議室については、民間の企業の皆さんがパワーポイントなどを用いて、会議や研修を行

っており、平日でもそのような利用は増えてきています。

委員 平成 23 年度の利用者数が 11,547 人とあるが、この数字がこの設備に対して多いと考えているか少ないと考えているか。また、利用者の年代別の把握をしているか。その把握をして、それに応じた今後の展開等は考えているか。

小林課長 利用人数については、平成 21・22 年度と比較して、2,000 人弱ほど減少してきている状況です。これについては、パソコン教室の利用者が増えている中で、新たな取り組みとして主には自主事業を進めながら利用者増を図っていきたいと考えています。

また、年代別の利用者については、資料を持ってきていないが、指定管理者のほうである程度の数値は掴んでいるようです。

委員 質問番号 8 番で「利用時間は見直せないのか」という質問があり、今後検討するという回答になっているが、市民サービスという視点から、市民活動サポートセンターは午前 9 時～午後 8 時までという時間帯で実施しているが、そのようなことも考慮する中で検討があるかどうか。

小林課長 会館時間は午前 9 時～午後 6 時となっていますが、午後 6 時以降については会議等で利用される方もいらっしゃるので、届を出してもらって利用いただいています。また、指定管理者から 30 分単位での利用時間を設定してはどうかという提案もあるため、見直しの際には検討していきたいと考えています。

委員 この施設はもっと活用できるものと考えているが、もっと PR をしたほうがよいのではないかと思う。利用者が限定している感もある。他のパソコン教室の方が親切だったという意見も聞く。金額も高いかと思う。せつかくの施設を有効活用してもらいたい。

小林課長 PR については、広報やホームページなどで行っているが、いただいたご意見を参考に今後も幅広く PR などを展開していきたいと考えています。

【他に質問等なく終了】

● 「外部評価番号 5 男女共同参画推進事業」・・・事業説明及び質問事項に対する回答後、質疑応答

委員 質問番号 1 番の回答について、あるべき姿、何のための男女共同参画と考えた時に、本当の意味で男女が平等の労働の権利を持つことと、お互いの持つ特性を生かした能力を発揮できているということがあると思う。初めは仕方ないと思うが、女性の比率などの数値はひとつの結果であって、性別に関係なく能力を持つ者は適正な職責に就くということが男女共にできているというようなことを基本的な考えとして進めてもらえればと思う。

篠原課長 男女共同参画推進事業そのものの評価は、目に見えない部分、人の意識に働きかけていく部分があり、男女共同参画という言葉やワークライフバランスといった用語そのものがどのくらい周知できているかということも必要になるかと思えます。数値が先にありきではどうかと思いますが、拘束力はないにしてもある程度の数値目標を掲げることも必要ではないかと考えています。

委員 現在、男女共同参画の意識が高まらない理由はどのようなことかと考えているか。

篠原課長 平成 22 年にプランを作成するにあたって、意識調査を行いました。そこで、男性は仕事、女性は家庭、といったことをよしとする回答が 30%以上あった実態を踏まえ、男女共同参画意識そのものが低いことによるものと考えます。やはり啓発は必要であり、ある程度のスパンでの意識調査、そして、研修会や講習会に参加していただいて資質向上に努めていくということで、地道ではありますが、女性あるいは男性の地域リーダーを育てていく必要があると考えています。

委 員 成果指標の参加者延人数が平成 23 年度に大きく減少していることについて、分析はどのようにされているか。

篠原課長 平成 23 年度の数値については、講演会を予定していましたが、直前になって講師の都合により開催できなかったということでこの数値になっています。

【他に質問等なく終了】

● 「外部評価番号 6 国保保健事業」・・・所管課から事業説明及び質問事項に対する回答後、質疑応答

委 員 同意書がないと人間ドックの補助金がもらえないというように制度が変わった。他の市では、同一の扱いをしていないと思う。そのような中で、ある意味個人情報の提供資料で、それがないと補助金をもらえないということはあまりよくないと思う。定期健診などにより健康管理をしようとする人に対して、同意書を求めるのがベターな考えなのか。

細谷課長 この同意書の趣旨としては、佐久市の特定健康診査受診率の目標である 65%に近づきたいという考えで実施しています。人間ドックの補助についても、その結果として同意書を国保医療課に出していただくとそれが受診率に反映されるということで、是非出していきたいとお願いしています。

委 員 受診率を 65%にするために同意書を出してもらっているということか。自分のデータを佐久市に出したくないという人がいたら、その人が補助金をもらえない状況を作ったということではないか。自分の健康管理をしようとする人の一部の権利を奪うような同意書になってしまっているのではないか。

小林係長 人間ドックのデータを出していただくのは、特定健診を受けた後です。特定保健指導というものがあります。データをいただいて、その方に異常があった場合は、特定保健指導の対象になりますので、保健師による生活習慣病予防の指導を受けることもできる。そのような市民の健康管理をするという意味もあります。

委 員 健康指導を受ける、受けないというのは、個人が選ぶことで、義務ではないかと思う。個人の自由の尊重が必要ではないか。健康指導を受けることはよいが、それでも佐久市に同意書を出さなければならないものか。同意書がないと補助できない人間ドックの提供は続けるか続けられないかの回答をしていただければよい。そのために職員の労力もかかっているわけであろうし。予算も国がつけているのだから、どうなのだろうか。

細谷課長 個人の健康情報をいただくこと、同意書をいただく理由ですが、それだけと言うと間違いが生じるかもしれませんが、受診率を上げたいのは大きな要因です。国は、平成 20 年

度に始めたこの制度について、平成24年度を最終年度としています。最終年度に、市町村の場合、65%の目標受診率を達成できなければ、後期高齢者医療に対する保険者負担金で、佐久市国保の場合は約12億円ですが、国の現在の制度だと、健診率の悪いところには一割負担を増やし、逆に目標受診率を達成したところには、その負担を最高で一割まで減額するというルールがあり、市の場合は1億2千万円が国保加入者の皆さんのご負担につながるため、市では同意書の提出にご協力をいただきたいということで実施しています。

委員 65%を達成するために、同意の設定をしたということですか。同意がなければ補助は出さないとということですか。

細谷課長 課としてはそのとおりです。個人情報ではありますが、目標受診率を達成できないために、市民の皆さんに新たな負担が生じることを避けたいことから、余裕の財源を持っているわけでもありませんので、受診率の向上にご協力いただきたいと同意のうえデータをいただいているというのが実態です。

委員 受診率が達成できないと保険料が上がってしまうということはPRしているのか。

細谷課長 市の広報に掲載したり、健康保険証の更新の際に、受診率が達成されないと保険料が上がる可能性があるということを記載したチラシを配布しています。

委員 可能性ではなくて事実そうなる、国の政策で義務付けられているということでは。

細谷課長 結果としていくらになるかということはありません。政令にあるとおり、そのまま実施されると、保険運営そのものが立ち行かなくなるため、国もどのレベルで実施するかを検討しています。また平成25年度からの新たな計画でも参考に%を示すという形になっています。

委員 例えば、病院でメタボリックであると医師が判断したことを個人には伝わっているが、それを再度国保から通知をすることは、コストや負担がかかっているのではないか。

細谷課長 具体的にお話ししますと、佐久病院と浅間病院はそのままデータを市へ提供してくれますが、市内の個人医療機関で実施する誕生月健診の場合では、そのデータをとりまとめることについて、財団法人長野県健康づくり事業団へ委託しています。そしてそのデータを市に提供してもらっています。そして、市で国保加入者に保健指導するというところで、二重という形にはなりません。

委員 市で実施している健診ではなくて、個人でかかる場合のデータをとっていくと通知を送る率も少なくなってくると思う。例えば、血圧で検査を受けた後、再度市からも健診の通知をもらうが、結局検査を受けているので、市からいただいたものは検査の対象として必要としていない。血圧などで受診している方々一人一人の個人情報の把握は大変だと思うが、病院でこれだけの検査を受けているという内容を把握すれば、コストがかかなくなるかと思う。

小林係長 特定健診を受けていただく際には、個人情報について市へ提出していただく同意はいただいています。従いまして、病院で受けた特定健診の検査項目を満たしている方につきましても、それを医師に証明してもらう場合は本人の署名がなければ市として、そのデータを

取得することはできません。全ての国保の方のデータが特定健診のものに合致しているのかということは、本人の承諾の問題等もあり難しい状況です。

【他に質問等なく終了】

●「外部評価番号 1 1 市街化促進事業」・・・所管課から事業説明及び質問事項に対する回答後、質疑応答

※資料訂正

- ・「平成 24 年度事務事業外部評価対象事業シート 34 ページ 【平成 23 年度 委託・指定管理・補助対象団体の概要】」「セキスイハウス(株)→(株)セキスイハイム信越」と訂正
- ・「資料 1 22 ページ質問 4 の回答、23 ページ質問 8 の回答」を訂正（訂正資料のとおり）

委 員 この補助はいつから行っているか。

栗林課長 要綱によりますと、昭和 62 年からということになります。

委 員 開発の計画段階から各関係機関と協議をしているというが、そのような協議をすれば補助金を支出せずに済むのではないか。また、県内の他市では補助を行っていないということは危惧を感じるがどうか。

栗林課長 市では用途地域を定めている。開発の宅地造成の関係で、平成 16 年から 23 年までの用途地域外の開発件数が 29 件あります。補助金の対象となる用途地域内の開発件数は 17 件で、用途地域外の方がかなり多いので、補助金の交付により用途地域内へ宅地造成の誘導を図ることを目的にこの事業を実施しています。他の市においては、理由までは確認できませんでしたが、補助はしていないと聞いています。

委 員 有用な宅地を造成するという意味から目的はわかるが、他の自治体も同じで佐久市だけが特別ではないと思う。もう役割は終えているのでは。

栗林課長 私たちとすると、都市計画で定めた用途地域内での土地利用を進めていきたいという観点から実施しているものでして、一定の補助金に対する申請行為もありますので、市の施策としては必要であると考えています。

委 員 開発業者にしてみれば、制度があるなら、補助金がもらえるのであれば申請するのであって、申請があるから必要ということは違うと思う。

委 員 なぜ用途地域外に住宅が増加しているということがきちんと把握されていない。交通網の変化に伴う住居専用地域の見直しを検討したほうがよいのではないかと思う。市街地であるところで人口減となっている状況なので、トータルで見ても比較できないような問題ではないかと思う。

栗林課長 なぜ用途地域外に住宅が増加しているかということですが、一番考えられるのは用途地域内と用途地域外での土地の価格の差があるかだと思います。

委 員 今の話を聞いたり、指標を見ながら、明らかに目標を満たしていない状況で、昭和 62 年から実施していてこの結果は、普通の会社ではあり得ないと思う。佐久市でやっている必要性もわかるので、事業を継続するのであれば、単に補助金を出すのではなく、問題点を分

析して有効な解決策を出して、もう少し違う方法を考えてはどうかと思う。

【他に質問等なく終了】

●「外部評価番号 8 障がい者社会参加促進事業」・・・所管課から事業説明及び質問事項に対する回答後、質疑応答

委 員 この事業の対象となる障がい者とはどのような方を指すのか。

工藤課長 手帳を持っている方のみならず、障がいをお持ちの方を対象としています。

委 員 その対象となる方の人数はどのくらいですか。

工藤課長 平成 24 年 3 月 31 日現在、市内で手帳を持っていらっしゃる方は、身体障がい者・精神障がい者・知的障がい者を合わせて 5,737 人でして、市の総人口の 5.7%にあたります。

委 員 中込共同作業センターで実施するパソコン教室については、週 2 回実施しているようだが 3 回くらい実施できればよいと思う。

工藤課長 中込共同作業センターの事業として通所者の方が講習を受けている関係上、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

委 員 佐久市障害者自立生活支援センターと佐久市障害者相談支援センターの違いは。

工藤課長 佐久市障害者相談支援センターは 11 市町村による共同設置で、コーディネーターが配置され、3 障がい、障がい児の相談等の業務を行っています。私どもの佐久市障害者自立生活支援センターは、障がい者の方の社会参加を促進するために教室等を開催しています。

【他に質問等なく終了】

●「外部評価番号 9 共有林整備事業」・・・所管課から事業説明及び質問事項に対する回答後、質疑応答

※資料訂正

- ・「平成 24 年度事務事業外部評価対象事業シート 27 ページ 【2. 実施結果 人件費、総事業費、財源内訳】」を訂正（訂正資料のとおり）

委 員 質問番号 3 の回答にある民間委託した場合の「284,580 円」の算出根拠は。

土屋係長 実際下草刈りには 15 名、境界調査には 12 名参加していただいています。下草刈りについては県の森林造成関係労務単価で伐木造材作業員の単価が 1 日あたり 15,500 円、また刈払機の機械損料として 290 円、そこに人工 15 名をかけて、半日ですので割りかえして、118,425 円となります。また境界調査については、県の普通作業員の 1 日あたりの単価 13,200 円を使用して、12 人で半日ということで 79,200 円、これを合わせますと 197,625 円となり、なおかつ委託となりますと、書類等作成に伴う諸経費が掛かりまして 44%見ますので、それを合わせて 284,580 円という算出をしています。

委 員 全体の面積が 28ha とあり、平成 23 年度に実施した面積が 0.2ha とあるがこれでは何年もかかってしまうのでは。

秋山次長 植林後、10年間は木が草に打ち勝てるような状態まで下草刈りを行わなければいけないため、その対象箇所が0.2haということです。

【他に質問等なく終了】

●「外部評価番号10 定住推進事業」・・・所管課から事業説明及び質問事項に対する回答後、質疑応答

委員 移住交流推進員はどのような所へ行っているか。会社訪問などか。

比田井課長 東京に配置している移住交流推進員は、全国で開催される移住に関する各種セミナーに顔を出して、最新情報を取得しています。また、移住交流推進機構やふるさと回帰支援センターなどの機関へ行って、最新情報を市へ報告しています。市ではそれらの情報を基に、市への移住セミナーを開催しています。

【他に質問等なく終了】

《その他》

事務局 明日も1時30分から開始しますので、委員の皆様よろしく申し上げます。

《閉会》